

お客様 各位

## フロン排出抑制法施行に関するご案内

2015年6月

株式会社SCREENグラフィックアンドプレジジョンソリューションズ  
事業統轄部  
株式会社メディアテクノロジージャパン  
株式会社エムティサービス東日本  
株式会社エムティサービス西日本

拝啓 貴社ますますご清栄の事、お慶び申し上げます。  
平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
標記の件、弊社取扱製品に関しまして下記の通りご案内申し上げます。  
ご査収のほど、宜しくお願い致します。

敬具

### 記

既にご承知の事と存じますが、2015年4月1日より新たに「フロン排出抑制法」が施行されました。以前までのフロン回収・破壊に関する規則に加え、フロン製造～廃棄のライフサイクル全般に対し、規制の拡大が図られています。

フロン（冷媒、代替フロンを含む）を含有する機器の所有者が点検を実施し、その記録を保管すること、フロンの漏洩を発見した場合は直ちに修理を実施し、その記録を保管することが今回の主旨となっております。

以下のHPにある環境省等の説明書8ページをご参照ください。

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/int\\_01-16.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/int_01-16.pdf)

点検の種類には「簡易点検」と出力7.5kw以上の製品を対象とした「定期点検」がございます。ご使用いただいております弊社製品（添付資料参照）に関しましては「簡易点検」のみが対象となり、「3カ月毎に1回以上の簡易点検を実施し記録を装置の廃棄まで残す事」が義務付けられます。

弊社内で実施しております点検表を添付致しますのでご参照ください。

保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託されている場合も、委託元が管理者に当たります。

ご質問、また点検時に異常を感じられた場合は、担当サービス会社（エムティサービス東日本、エムティサービス西日本）までご連絡ください。

法令順守上、内容についてご理解頂き、対応頂けます様お願い致します。

以上